

山梨県公報

号外第十四号

平成十六年

三月三十一日

水曜日

目次

規則

- 山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 県税等の郵便振替に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………一九
- 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則……………一九
- 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則……………二〇
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………二〇

規則

山梨県規則第二十四号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 狩猟者登録税(第五十三条の十一の七)」を削り、「第二節 軽油引取税(第五十四条 第六十三条)」を「第二節 軽油引取税(第五十四条 第六十三条の二)」に改める。

「第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中」、「税務システム開発監」を削る。

第五条の八第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により口座振替の方法により個人の事業税が納付された場合は、

領収書を交付しないことができる。
第十三条第一項中「企画部情報政策課に設置される」を削り、「の利用に係る」を「に設置される」に改める。

第二十條の九中「第四十三條の二第一項」を「第四十三條の六第一項」に改める。

第二十一條の六の次に次の一條を加える。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第二十一條の七 条例第四十一條の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第二項に規定する規則で定める様式は、法人事業税徴収猶予申請書(第四十九号様式の一)とする。

第二十二條の八第一項中「第六十二條の六第十一項」を「第六十二條の六第十三項」に改め、同条第二項中「第六十二條の六第十二項」を「第六十二條の六第十四項」に改め、同条第三項中「第六十二條の六第十三項」を「第六十二條の六第十五項」に改める。

第二十二條の十二第五号中「認め県税事務所長が知事の承認を受けた」を「認められる」に改める。

第五十三條の二の三第一項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項第一号中「納期限前七日」を「納期限の日」に改め、同項第二号中「の規定による申請書を提出する日」を「に規定する申請をした日から三十日を経過する日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第一百五條の三第三項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 普通徴収の方法によつて徴収されるもの 毎年度納期限前七日

二 証紙徴収の方法によつて徴収されるもの 条例第一百二十條第一項に規定する申請をする日

第五十三條の十七の次に次の一條を加える。

(自動車取得税の減免申請の期限)

第五十三條の十七の二 条例第五十條の十四第二項に規定する申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 条例第五十條の十四第一項第一号及び第二号 条例第五十條の八第一項の規定により申告書を提出する日

二 条例第五十條の十四第一項第三号から第六号まで 条例第五十條の八第一項の規定により申告書を出した日から三十日を経過する日

第二章第八節を削る。

第五十八條中「第六十二條第三項」を「第六十二條第四項」に改める。

第五十九條中「第六十二條第三項後段」を「第六十二條第四項後段」に改める。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 狩猟税

(狩猟税の収入証紙納付書等)

第六十三条の二 条例第七十二条第一項に規定する規則で定める様式は、狩猟税収入証紙納付書(第四百二十三号様式の一)とする。

2 条例第七十二条第二項に規定する規則で定める様式は、狩猟税納税済印(第四百二十三号様式之三)とする。

第三号様式(その一)裏面以外の部分を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）
（その1）

山梨県	個人事業税納税通知書兼領収書			(公)
年所得分	賦課の根拠			
	地方税法第72条の2及び山梨県県税条例第34条			
住所・氏名	殿			
年度	通知書番号			
税額	円	業種		
延滞金	円			
合計	円			
税率	課税標準額	年税額	円	
5/100	円			
4/100	円			
3/100	円			
区分				
税額	円	円		
納期限	年 月 日	年 月 日		
上記のとおり納期限までに納めてください。		領収日付印		
年 月 日		上記の金額を領収しました。		
山梨県総合県税事務所長 印				

備考 区分欄には、定期賦課にあつては「第1期分」及び「第2期分」とし、随時賦課にあつては「随時分」とする。

紙に印刷された(その一)裏面に「本書」を「本書(同封の納付書)」と

山梨県収

納代理金融機関 銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労

働金庫の県内本・支店

を

山梨県収納代理金融機関

銀行(みずほ銀行を除く。

みずほ銀行 本・支店

入) 信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支

店
に改め、同様式(その二)裏面以外の部分を次のように改める。

」

(その2)

山梨県

個人事業税納税通知書
(口座振替用)

年所得分	賦課の根拠		
	地方税法第72条の2及び山梨県県税条例第34条		
住所・氏名	殿		
年度	通知書番号		
税額	円	業種	
税率	課税標準額	年税額	円
5/100	円		
4/100	円		
3/100	円		
区分	第1期分	第2期分	
税額	円	円	
納期限	年 月 日	年 月 日	

上記金額を振替納付の届出をされた貴殿の金融機関の口座から次により振り替えさせていただきます。

(振替日)

第1期納付税額は第1期納期限の日

第2期納付税額は第2期納期限の日

年 月 日

山梨県総合県税事務所長

印

第二号様式(その四)を次のように改める。

(その4)

県たばこ税納税通知書

住所(所在地)・氏名(名称)				殿
	年度	通知書番号		
税 額		円		
税額算定の基礎	課 税 標 準 数 量	税 率	税 額	
	本	円	円	
納 期 限		年 月 日		
賦 課 の 根 拠		地方税法第74条の3第4項ただし書及び山梨県県税条例第66条第4項ただし書		

上記のとおり納めてください。

年 月 日
山梨県総合県税事務所長 印

(裏面)

(その1)裏面に同じ。

(その6)

鉾区税納税通知書

住所(所在地)
氏名(名称) 殿

年 月 日
山梨県総合県税事務所長 印

地方税法第178条及び山梨県県税条例第125条の規定により次のとおり賦課しましたので、次に示す納期限までに納めてください。

課税年度	年度		対象年度	年度
課税番号			登録番号	
区分	課税標準	税率	月数	税額
税額				円

納期限
年 月 日

第三号様式(その六)及び(その七)を次のように改める。

(裏面)
(その1) 裏面に同じ。

(その7)

狩 猟 税 納 税 通 知 書

住所・氏名				殿
	年度	通知書番号		
税額				円
税額算定の基礎	税率の区分		税率	税額
	地方税法第700条の52第 項第 号該当		円	円
納期限		年 月 日		
賦課の根拠		地方税法第700条の51及び山梨県県税条例第168条		

上記のとおり納めてください。

年 月 日
山梨県総合県税事務所長 印

(裏面)

(その1) 裏面に同じ。

(その2)

山梨県

個人事業税税額変更通知書兼領収書



年 月 日付け第 号で通知した個人事業税について調査の結果、税額を次のとおり変更したので通知します。

住所・氏名					殿
年度	通知書番号		業種		
課税標準額	税率	変更前の額	円	変更後の額	円
	5/100				
	4/100				
	3/100				
税額					
内訳	第1期				
	第2期				
	随時				
今回納付税額					円
延滞金					円
増加額がある場合の納期限				年	月 日

年 月 日
山梨県総合県税事務所長 印

領収日付印

上記の金額を領収しました。

第三号様式(その八)及び(その九)並びに第四号様式(その一)中「その四」を「その一」に改める。
第四号様式(その二)を次のように改める。

(裏面)
第3号様式(その1)裏面に同じ。

第四号様式(その三)中「この4」を「この1」に改め、同様式(その四)の次に次のように加える。

(その5)

鉾区税税額変更通知書

住所(所在地)
氏名(名称) 殿

年 月 日
山梨県総合県税事務所長 印

年 月 日付け第 号で通知した鉾区税について調査の結果、税額を次のとおり変更したので通知します。

課税年度	年度		対象年度	年度
課税番号			登録番号	
変更年月日	年 月 日			
区分	課税標準	税率	月数	税額
確定税額				円
既確定税額				円
税額				円

増加税額がある場合の納期限
年 月 日

(裏面)

第3号様式(その1)裏面に同じ。

第五号様式及び第八号様式中

山梨県収納代理金融機関 銀行、信用金庫、信用組

合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店

山梨県収

納代理金融機関 銀行（みずほ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、

みずほ銀行 本・支店

商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店

下記のNo.

第十二号様式及び第十四号様式もこの欄に「、狩猟者登録税及び入猟税」を「及び」

法人 事業税	税額		円
	申告加算金	()	円
	重加算金		円

法人

所得割額		円
付加価値割額		円
資本割額		円
収入割額		円
申告加算金	()	円
重加算金		円

下記のNo.

第三十三号様式中

法人 事業税	額	円
-----------	---	---

法人 事業税	所得割額		円
	付加価値割額		円
	資本割額		円
	収入割額		円

下記のNo.

第三十三号様式中「、狩猟者登録税」を「入猟税」とし「狩猟税」下記のNo. 第三十三号様式中「、狩猟者登録税及び入猟税」を「及び狩猟税」とし下記のNo. の次のNo. の欄に記入する。

(その3)

山梨県

督促状兼領収書

公

所在地・名称

殿

次のとおり滞納となっておりますので至急納めてください。

年 月 日
山梨県総合県税事務所長

印

事業年度又は計算期間	法人 県民税	法人税割額	円
		均等割額	円
から まで	法人 事業税	所得割額	円
		付加価値割額	円
区 分	法人 事業税	資本割額	円
		収入割額	円
延滞金は、裏面記載の とおり計算した額を記入の うえ納付してください。	法人 事業税	申告加算金	() 円
		重加算金	円
	法人 県民税	延滞金	円
	法人 事業税	延滞金	円
	合計額		円
納期限	年 月 日		領収日付印
課税事務所	総合県税事務所		

上記の金額を領収しました。

備考 第二次納税義務者(保証人)の場合にあつては、「所在地・名称」欄に第二次納税義務者(保証人)の住所(所在地)及び氏名(名称)を記載し、その下に納税者(特別徴収義務者)の所在地及び名称を記載すること。

(裏面)

(その1)裏面に同じ。

第三十九号様式中

鉦区税		件数	金額
狩猟者登録税	件数		
	金額		

鉦区税		件数	金額

「入猟

「を」を「狩猟税」に改める。
 第四十五号様式裏面以外の部分を次のように改める。

法人県民税 更正・決定・加算金決定通知書
 法人事業税

所在地

第 年 月 日 号

法人名

殿

山梨県総合県税事務所長

印

次のとおり、更正(決定)及び加算金決定したので通知します。この通知による不足金額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

事業年度又は 計算期間		年 月 日から年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		
税 目	区 分	更正決定による 額(円)	既に納付の確定し た額(円)	差引過不足額 (円)			
法人県民税	法人税割 ・均等割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①					
		法人税割額 (税率 %) ②					
		外国の法人税等の額の控除額 ③					
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額又は清算中の事業年度又は計算期間に係る予納額 ④					
		利子割額の控除額 (⑫) ⑤					
		差引法人税割額 (②-③-④-⑤) ⑥					
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑦					
		既還付利子割額が過大である場合の納付額(⑮) ⑧					
		均等割額 (× /12) ⑨					
		計 (⑥-⑦+⑧+⑨) ⑩					
利子割 計算内訳 に関する	計算内訳	控除されるべき利子割額 ⑪					
		控除した利子割額 ⑫					
		控除しきれなかった利子割額 ⑬					
		既に還付した利子割額 ⑭					
		過還付の利子割の納付額 ⑮					
		今回還付利子割額 (⑬-⑭) ⑯					
法人事業税	課税標準	年400万円以下の所得金額 ⑰					
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑱					
		年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額又は清算所得金額 ⑲					
		計 (⑰+⑱+⑲) ⑳					
		付加価値額 ㉑					
	税 額	税 額	資本等の金額 ㉒				
			収入金額 ㉓				
			⑰に対する税額(税率 %) ㉔				
			⑱に対する税額(税率 %) ㉕				
			⑲に対する税額(税率 %) ㉖				
			㉑に対する税額(税率 %) ㉗				
			㉒に対する税額(税率 %) ㉘				
			㉓に対する税額(税率 %) ㉙				
			計 (㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙) ㉚				
仮装経理に基づく事業税額の控除額又は清算中の事業年度又は計算期間に係る予納額 ㉛							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉜							
条例に基づく課税免除等の税額控除額 ㉝							
計 (㉚-㉛-㉜-㉝) ㉞							
加算金	区 分	計算の基礎となる事業税額(円)	割合(%)	加算金額(円)	既に納付の確定した額(円)	差引過不足額(円)	
		()申告加算金 ㉟					
		重加算金 ㊱					
更正・決定・加算金決定の根拠							

第四十五号様式裏面及び第四十七号様式裏面中

山梨県収納代理金融機関

銀行、

信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店

山梨県収納代理金融機関

銀行（みずほ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、

みずほ銀行 本・支店

農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店

労働金庫

第四十八号様式の二中「第43条の2」を「第43条の6」に改める。
第四十九号様式の次に次の一様式を加える。

第49号様式の2(第21条の7関係)

法 人 事 業 税 徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

所在地

法人名
代表者氏名

印

山梨県県税条例第41条の2第 項の規定により、次のとおり徴収猶予(徴収猶予期間延長)を申請します。

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告 区分	確 定 中 間	納 付 す べ き 事 業 税 額	円
徴収猶予(期間延長)期間	年 月 日から 年 月 日まで			徴収猶予(期間延長)を受けようとする額	円
納付計画	回数	納付予定日		納付予定額	備 考
	第1回	年 月 日		円	
	第2回	年 月 日		円	
	第3回	年 月 日		円	
	第4回	年 月 日		円	

徴収猶予(期間延長)を受けようとする理由

担 保 の 内 容

(備 考)

注 この申請書を提出する場合は、徴収猶予(期間延長)を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

第79号様式(第29条関係)

ゴルフ場利用税納入申告書

年 月 分 年 月 日

山梨県総合県税事務局長 殿

特別徴収義務者	住所(所在地)	印
	氏名(名称)	
ゴルフ場	所在地	
	名称	

山梨県県税条例第80条の規定により申告します。

期 間	等 級	税率①	区 分			利用人員② (非課税分除く)		税 額 ①×②				
			円	特 例	通 常	人	円	千	百	十	円	
月 日 から 月 日 まで	級	円	特 例	早朝薄暮分								
				65歳以上70歳未満分								
				競技会分								
				計 ③			人					円
月 日 から 月 日 まで	級	円	特 例	早朝薄暮分								
				65歳以上70歳未満分								
				競技会分								
				計 ④			人					円
月 日 から 月 日 まで	級	円	特 例	早朝薄暮分								
				65歳以上70歳未満分								
				競技会分								
				計 ⑤			人					円
総 合 計 (③+④+⑤)							人					
非課税適用 人員の内訳	18歳未満分	70歳以上分	障害者分	国民体育大会分	教育活動分							
	人	人	人	人	人							
備考												

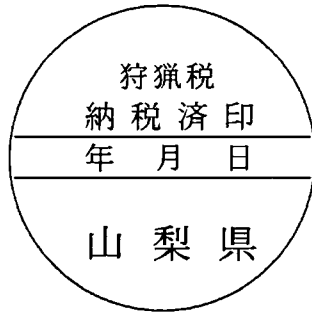
第七十九号様式を次のように改める。

第百十九号様式から第百二十一号様式までを次のように改める。
 第119号様式から第121号様式まで 削除
 第百四十三号様式の次に次の二様式を加える。

第143号様式の2(第63条の2関係)

年度 狩猟税収入証紙納付書		
納 税 者		収入証紙ちよう付欄
ふりがな 氏 名		
住 所		
電話番号		
納 付 額		
網・わな猟免許 第1種銃猟免許	網・わな猟免許 第1種銃猟免許 (道府県民税又は都民税 所得割の納付を要しな い一定の者)	第2種銃猟免許
1 山梨県県税条例169条第1項に該当(同条第2項に非該当)		
16,500円	11,000円	5,500円
2 山梨県県税条例169条第2項第1号に該当		
4,100円	2,700円	1,300円
3 山梨県県税条例169条第2項第2号に該当		
12,300円	8,200円	4,100円

第143号様式の3 (第63条の2関係)



備考 大きさは、直径3センチメートルとする。

第百五十四号様式及び第百五十五号様式中「第18条第3項」を「第49条第1項第6号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

山梨県規則第二十五号

県税等の郵便振替に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

県税等の郵便振替に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十六号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則(昭和五十五年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第二項第五号並びに第三条第一項及び第二項第二号中「第三十一条の二第二項第十三号」を「第三十一条の二第二項第十四号」に、「第六十二条の三第四項第十三号」を「第六十二条の三第四項第十四号」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「第31条の2第2項第13号」を「第31条の2第

2項第14号ハ、ロ、第62条の3第4項第13号ニ、を「第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十七号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則（昭和五十五年山梨県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中、「第三十一条の二第二項第十二号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ハ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第31条の2第2項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第12号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十八号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中、「並びに狩猟者登録税及び入猟税」を「及び狩猟税」に改める。

別表第二百九十七号の四から第二百九十七号の七までを次のように改める。

二百九十七の四 引取業者登録申請手数料

二百九十七の五 引取業者登録更新申請手数料
二百九十七の六 フロン類回収業者登録申請手数料
二百九十七の七 フロン類回収業者登録更新申請手数料
別表第二百九十七号の七の次に次の五号を加える。

- 二百九十七の八 解体業許可申請手数料
 - 二百九十七の九 解体業許可更新申請手数料
 - 二百九十七の十 解体業許可申請手数料
 - 二百九十七の十一 破砕業許可更新申請手数料
 - 二百九十七の十二 破砕業事業範囲変更許可申請手数料
- 別表第三百九十三号から第三百九十五号までを次のように改める。
三百九十三から三百九十五まで 削除

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二百九十七号の七の次に五号を加える改正規定は同年七月一日から、同表第二百九十七号の四から第二百九十七号の七までの改正規定は平成十七年一月一日から施行する。